

東浦町障がい者いきいきライフプラン

第3期東浦町障害者計画

第6期東浦町障害福祉計画・第2期東浦町障害児福祉計画

《概要版》(案)

1 計画の位置づけ

「東浦町障がい者いきいきライフプラン」は、「第3期障害者計画」及び「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を包括的に策定した計画です。

障害者計画の上位計画である国の「第4次障害者基本計画」等を基本にし、本町における上位計画となる第6次総合計画や他の福祉関係計画とも整合性を考慮して策定するものです。

障害者計画	障害者基本法第11条第3項に規定する「障害者のための施策に関する基本的な計画」
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する「基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20に規定する「基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」

2 計画の期間

「東浦町障がい者いきいきライフプラン」の「第3期障害者計画」と「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を包括的に策定し、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とします。

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国	…障害者基本計画(第3次)				障害者基本計画(第4次)				…
県	…	あいち健康福祉ビジョン2020					障害者基本計画(第4期)…		
町	障害者計画(第2期 改訂版)						障害者計画(第3期)		
国・ 県・町	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
				・第1期障害児福祉計画			・第2期障害児福祉計画		

3 基本理念

障がいがあっても、地域で自分らしく自立した生活が実現できるまちを共に創っていくため、「地域で生き生きと自分らしく 自立した生活が実現できるまち ひがしうら」を基本理念とします。

地域で生き生きと自分らしく 自立した生活が実現できるまち ひがしうら

4 第3期障害者計画の施策の体系

基本目標	施策分野	具体的施策
1 安心安全な生活環境の整備	(1) 安心安全な生活環境の整備	ア 人にやさしい街づくりの推進
	(2) 移動しやすい環境の整備	ア 移動手段の充実
	(3) アクセシビリティの向上	ア アクセシビリティの向上
	(4) 防災・防犯等の推進	ア 防災等対策の推進 イ 防犯対策の推進
2 差別解消及び権利擁護の推進	(1) 障がい者を理由とする差別の解消	ア 広報・啓発の推進
		イ 福祉教育の推進
		ウ 差別解消の推進
	エ 行政サービス等における配慮	
(2) 権利擁護の推進	ア 権利擁護の推進	
	イ 障がい者虐待の防止	
3 自立した生活支援の推進	(1) 相談支援体制の充実	ア 相談支援体制の充実
	(2) 意思決定支援の推進	ア 意思決定支援の推進
		イ 意思疎通支援の充実
	(3) 障害福祉サービスの充実	ア 福祉サービスの充実
(4) 地域包括ケアシステムの構築	ア 地域包括ケアシステムの構築	
	イ 保健医療サービスの充実	
4 障がいのある子どもに対する支援の充実	(1) 早期からの相談支援体制の整備	ア 早期発見・早期治療に対する支援
	(2) 発達支援の体制整備	ア 早期療育の推進
		イ 療育支援体制の充実
		ウ 障がい児保育の充実
(3) 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援	ア 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援	
(4) 特性に応じた教育の推進	ア 特別支援教育の充実・就学支援の充実	
5 社会参加の促進	(1) 社会参加への支援	ア 社会参加への支援
		イ ボランティア活動の推進
		ウ 地域福祉活動の推進
	(2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興	ア 芸術活動・スポーツ等の推進
(3) 就労支援・定着支援の充実	ア 雇用・就労の促進	
	イ 福祉的就労への支援	

※アクセシビリティ…施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ

5 個々の施策(抜粋)

具体的施策	内 容
1 (1) ア 人にやさしい街づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の利用がある建設物、公共交通機関の施設等、公園、道路等の生活関連施設においては、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。【一部修正】
1 (2) ア 移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町運行バス「う・ら・ら」の障害者手帳所持者の料金無料を継続します。 また、路線バスにおけるノンステップバスの導入に向けての働きかけをします。【新規】 ・外出、余暇活動等の社会参加の支援をするため、福祉タクシーの利用や自動車の利用等に関する各種助成をします。【新規】
1 (3) ア アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等、障がいのある人がわかりやすくなるように、アクセシビリティの向上に努めます。【新規】 ・関係機関と連携して、障がいのある人の地域生活が向上するように情報内容の充実を図ります。【新規】 ・障がい者優先駐車場や多目的トイレの設置目的や利用マナーについて周知します。【新規】 ・災害発生時、又は災害が発生する恐れがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業所、消防機関、警察等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した情報伝達の体制を促進します。【新規】 ・意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうための絵記号等の普及及び理解の促進を図ります。【新規】 ・意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対して、手話通訳等の支援を行うとともに、支援を行う者の人材育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実します。【新規】 ・図書館を利用しやすいように、障がいの状況に応じて対面朗読の実施や録音図書、点字図書、字幕入り DVD、その他障がい者用資料（※マルチメディアデイジー）の郵送を含めた貸し出しや活字読み上げ装置の提供を行います。また、サービスについて周知し、利用促進を図ります。【新規】

具体的施策	内 容
1 (4) ア 防災等対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿や福祉避難所等の周知を継続するとともに、障がいのある人及び当事者団体の協力を得ながら、研修や訓練等を行い、災害対策の強化に取り組みます。【新規】 ・新型コロナウイルス感染症等の感染症について、家族や支援者及び保健所の協力を得ながら、障がいのある人の感染予防対策を講じるとともに、障がいのある人が感染した場合の支援体制を整備します。【新規】
1 (4) イ 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が巻き込まれる犯罪被害を防止するため、警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に一層取り組みます。【新規】
2 (1) ア 広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉や教育、保健、医療分野など、障がいのある人と接点の多い事業所や機関において、研修への参加を促進するとともに、様々な障がいの特性を理解できるような研修や参加者の知識、経験等に応じた研修など、研修内容の充実に努めます。【新規】
2 (1) イ 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の小中高校生が手話や車いす体験等を通じて、助け合いや福祉について学べるよう、福祉実践教室を実施します。 【一部修正】
2 (1) ウ 差別解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、行政だけでなく企業や町民に広く周知し、社会全体で障がいのある人の差別解消や合理的配慮の提供の取組が展開されるように努めます。【新規】
2 (1) エ 行政サービス等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の障がい者理解を促進するとともに、窓口等における障がい特性に配慮した対応の徹底を図ります。【新規】
2 (2) ア 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分な障がいのある人に対し、成年後見制度に関する相談や情報提供、申立てへの支援とともに、日常生活の自立に向けた支援を推進します。【新規】
2 (2) イ 障がい者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止や早期対応につながるよう、虐待に関する正しい理解の普及や相談支援体制の充実に努めます。【新規】
3 (1) ア 相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的・精神障がい、難病、医療的ケア児等に対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士をはじめとする相談支援専門員を配置した「障がい者支援センター」を中心に、関係機関等と協働で、当事者の暮らしを中心に据えた、相談支援の充実に努めます。【一部修正】
3 (2) ア 意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員やサービス管理責任者を中心に、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及に努めます。 【新規】

具体的施策	内 容
3 (2) イ 意思疎通支援の充実	・手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及を図り、手話を使用しやすい環境を整備することができるよう支援します。【新規】
3 (3) ア 福祉サービスの充実	・高齢障がい者や介護保険第2号保険者が、障害福祉サービスや介護保険サービス等を円滑に利用できるよう、関係機関との連携を強化し、障がいの特性やこれまでの生活を考慮したサービス提供に向けた支援に努めます。【新規】
3 (4) ア 地域包括ケアシステムの構築	・障がい者の特性、年齢等に関係なく、支援が必要な方を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指します。【新規】
3 (4) イ 保健医療サービスの充実	・うつ病・自殺予防等の「こころの健康」について、広報等を利用し啓発活動を行います。 また、産後うつの早期発見・早期対応を図るため、助産師による乳児家庭全戸訪問等を実施し、住民のこころに関する健康を守ります。【継続】
4 (1) ア 早期発見・早期治療に対する支援	・疾病や障がいの早期発見のため、妊産婦健診、乳幼児健診等において、対象児の把握に努め、育児相談等を実施します。 また、保健・福祉・医療等の関係機関の連携を強化し、専門的な相談や適切な専門機関の紹介等、適切な指導・支援を図ります。【一部修正】
4 (2) ア 早期療育の推進	・乳幼児健診等において、対象児の把握に努め、育児相談等を実施し、療育施設等へつなぎ、適切な指導・支援を図ります。【継続】
4 (2) イ 療育支援体制の充実	・児童発達支援センターを設置し、障がいの重度化・重複化を踏まえ、専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置づけ、地域の事業所等との連携や障がい児の医療的ケア児を含めた多様なニーズに対する療育機関と連携し、就学前から就学後も通して、切れ目のない支援体制を構築します。【新規】
4 (2) ウ 障がい児保育の充実	・障がい児保育を拡充するため、施設のバリアフリー化を検討し、保育園での生活がしやすいよう施設の充実に努めます。【継続】
4 (3) ア 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援	・医療的ケア児等が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の支援を調整するため、医療的ケア児等コーディネーターを中心に協議し、適切な支援に努めます。【新規】

具体的施策	内 容
4 (4) ア 特別支援教育の充実	・障がいのある児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択を増やし、障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができる、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の整備を推進します。 【新規】
5 (1) ア 社会参加への支援	・障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実します。【新規】
5 (1) イ ボランティア活動の推進	・ボランティア養成講座について、障がい者や地域住民のニーズを踏まえながら、コミュニケーションの支援を始め、誰でも気軽に参加できる講座メニューを実施します。【継続】
5 (1) ウ 地域福祉活動の推進	・コミュニティや自治会等の住民自治組織と町との協働意識の醸成に努め、障がいの有無に関わらず、全ての人を普通に地域に迎え入れる相互扶助意識の向上について推進します。【継続】
5 (2) ア 芸術活動・スポーツ等の振興	・関係機関や社会福祉施設等と連携し、指導者の確保・育成や活動の場の整備、大会の開催及び参加支援等を行います。また、障がい者スポーツの普及に努めます。【新規】 ・障がいのある人のサークル活動等に対して、活動内容の周知、情報提供を行うとともに、自主的なレクリエーション大会や作品展等の開催を支援します。【新規】
5 (3) ア 雇用・就労の促進	・ライフステージに対応した発達障がいに係る個別支援を推進し、就労支援や就労定着の推進のため、関係機関との連携を図ります。 【継続】
5 (3) イ 福祉的就労への支援	・農業分野での就労を通じて、障がい者の自信や生きがいを創出するとともに、工賃の向上を図ることができるように、「農福連携」を推進します。【新規】

※ マルチメディアデイジー：文章を読み上げる音声聞きながら、画面上で絵や写真をみることができるデジタル図書。読み上げ部分がハイライトされるため、どこをよんでいるか、どう読んだらよいか聴覚及び視覚から理解しやすく、視覚障がいのほかに、学習障がい、知的障がい、精神障がいのある人等にも有効であると認められている。

※ 医療的ケア児：新生児集中治療室から退院後も引き続き、生きる上で医療的なケアと医療機器を必要としながら日常生活を送る子どものこと。

6 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

【基本理念】

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組

【目指す目的】

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児支援等（障害児通所、障害児入所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

【成果目標】

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標	令和5年度
地域生活移行者数	2人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標	令和5年度
精神障がい者の地域移行者数	4人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標	令和5年度
地域生活支援拠点	1箇所

4 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	令和5年度
年間一般就労移行者数	8人
年間一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業利用者数	8人
年間一般就労移行者数のうち、就労継続支援A型事業の利用者数	1人
年間一般就労移行者数のうち、就労継続支援B型事業の利用者数	1人
年度末における一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数	6人

5 相談支援体制の充実・強化等

成果目標		令和5年度
総合的・専門的な相談支援		3,800件
地域の相談支援体制の強化	専門的指導・助言件数	12件
	人材育成支援件数	12件
	連携強化取組件数	100件

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 訪問系サービス

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用時間	実人員	利用時間	実人員	利用時間	実人員
居宅介護	1,420	57	1,420	57	1,420	57
重度訪問介護	0	0	0	0	1	1
同行援護	44	8	44	8	44	8
行動援護	49	7	49	7	49	7
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	1	1
計	1,513	72	1,513	72	1,515	74

※利用時間の単位：時間/月、実人員の単位：人/月（以下同じ）

(2) 日中活動系サービス

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
生活介護	1,880	100	1,901	102	1,945	104
自立訓練(機能訓練)	3	1	3	1	3	1
自立訓練(生活訓練)	2	1	2	1	2	1
就労移行支援	275	22	286	23	297	24
就労継続支援A型	415	20	415	20	415	20
就労継続支援B型	1,759	101	1,791	102	1,824	117
就労定着支援	142	19	142	19	142	19
計	4,476	264	4,540	268	4,628	286

※利用日数の単位：人日/月、実人員の単位：人/月

※人日：「月間の利用人数」×「一人一月当たりの平均日数」（以下同じ）

(単位：実人員)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	4	4	4

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
短期入所(福祉型)	30	9	30	9	34	9
短期入所(医療型)	14	6	18	8	24	10

(3) 居住系サービス

(単位：実人員)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	1	1	1
共同生活援助	47	50	56
施設入所支援	26	26	26

(4) 相談支援

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	事業所数	実人員	事業所数	実人員	事業所数
計画相談支援	70	4	80	5	90	5
地域移行支援	1		1		2	
地域定着支援	1		1		1	

(5) 障害児相談支援事業

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人員	事業所数	実人員	事業所数	実人員	事業所数
障害児相談支援	38	4	49	4	63	5

(6) 障害児通所支援

〔1か月当たりの見込〕

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用日数	実人員	利用日数	実人員	利用日数	実人員
児童発達支援	440	43	444	43	449	44
放課後等デイサービス	1,113	91	1,124	92	1,135	93
保育所等訪問支援	6	2	6	2	40	5
医療型児童発達支援	0	0	0	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	1	1
計	1,559	136	1,574	137	1,626	144

7 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援等の充実

(単位：事業所数)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター	0	0	1
保育所等訪問事業所	0	0	1

8 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	障害者相談支援事業 (箇所数)	1	1	1
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
	障害者自立支援協議会	有	有	有
住宅入居等支援事業		有	有	有

(2) 成年後見制度利用支援・法人後見支援事業 [各年度末における実人数]

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業(受任件数)	33	34	35

(3) 意思疎通支援事業 [1か年当たりの見込] (単位：人・件)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置人数	0	0	1
手話通訳者派遣件数	50	55	60
要約筆記派遣件数	1	1	1

(4) 日常生活用具等給付事業 [1か年当たりの見込] (単位：件)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	2	2	2
在宅療養等支援用具	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	2	2	2
排泄管理支援用具	847	898	951
住宅改修費	2	2	2
計	859	910	963

(5) 手話奉仕員養成研修事業 (単位：人)

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成講座修了者(入門編・基礎編)	25	25	25

(6) 移動支援事業 [1か月当たりの見込]

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	時間	実人数	時間	実人数	時間	実人数
移動支援事業	548	70	548	70	548	70

(7) 地域活動支援センター事業 [1か年当たりの見込]

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数	事業所数	実人数	事業所数	実人数	事業所数
地域活動支援センター事業	82	1	85	1	90	1

(8) 日中一時支援事業

[1か月当たりの見込]

サービス名		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		時間	実人数	時間	実人数	時間	実人数
日中一時支援事業	障がい児	30	8	30	7	30	6
	障がい者	60	16	60	18	60	20
計		90	24	90	25	90	26

7 計画の推進体制

本計画を的確に推進していくためには、保健、医療、福祉の分野はもとより、教育、労働、防災、民間等の広範囲に及ぶ連携が必要です。

そのため、以下のような体制のもとで、計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを図ることによって、障がい者福祉の充実に取り組みます。

- (1) 健康福祉部障がい支援課を中心に関係部局との連携し、障がい種別、障がい程度別、年齢別等それぞれのニーズに対応できるよう、個々のライフステージに適した柔軟な体制づくりに努めます。
- (2) 障がい者の地域生活を支援するために、東浦町障がい者自立支援協議会において、関係機関職員による障がい福祉に関する諸問題の解決、施策等の検討を行い、計画推進の一翼を担います。
- (3) 障がい者団体等を始めとする関係機関で構成する障害者計画等推進委員会等を実施することにより、計画の進捗状況を確認するとともに、当事者や関係者の意見を聴取しながら課題等を適切に検証し、必要に応じて計画の見直しに取り組みます。

